

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連

施策一覧

種類	融資内容	返済期間	要件	特徴
新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資上限：6,000万円 金利：当初3年0.46% 以後1.36%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近売上前年比▲5%以上	・低金利 ・無担保無保証 ・別枠融資
セーフティネット保証4号・5号	4号：100%保証・保証率0% 5号：80%保証・保証率0.4% 保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※4号と5号は合計で2.8億円	通常の借入に準ずる	4号 ・直近単月の売上前年比▲20%以上 ・直近3ヶ月の売上前年比▲20%以上 5号 上記前年比が▲5%以上	・低保証率 ・他の融資と組み合わせ (融資ではなく保証料の補助)
危機関連保証	借入100%保証・保証率0% 保証限度額 一般保証・セーフティネット保証と別枠2.8億円	通常の借入に準ずる	・経営破綻の金融機関と取引有り等 ・直近単月の売上前年比▲15%以上 ・直近3ヶ月の売上前年比▲15%以上	・保証率0% ・他の融資と組み合わせ (融資ではなく保証料の補助)
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資上限：6,000万円 金利：当初0.46% 以後1.36%	【振興計画認定の組合員】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 組合員以外 設備資金：20年以内	直近の売上前年比▲5%以上 ※生活衛生関係事業者限定	・低金利 ・無担保無保証 ・別枠融資
衛生環境激変対策特別貸付	融資上限：1,000万円 ※旅館業は3,000万円 金利：1.91%（振興計画認定有： 1.01%）	7年以内	直近の売上前年比▲10%以上 ※旅館業、飲食店営業、喫茶店営業限定	・3業種限定の別枠融資

2020.4.3現在

新型コロナウイルス施策一覽

税金等関連

施策一覽				
種類	対象税目	内容	要件	特徴
納税猶予	国税	税務署へ申請し、1年以内で納税を猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞税軽減 ・財産の差押えが猶予
固定資産税減免	固定資産税	設備・建物に係る固定資産税を1年分減免	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.2月～10月のうち、3ヶ月分の売上が前年同期比▲30%以上50%未満→半額減免 ・上記前年同期比▲50%以上→全額減免 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市区町村へ申請が必要
テレワーク促進税制 (既存の税制の後押し)	法人税	テレワークに必要な設備投資をした場合、取得価額の最大10%を税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の青色申告法人 ・対象資産（全て新品） テレワークPC、テレビ会議システム、勤怠管理システム等（金額要件） 器具及び備品：1台30万円以上 ソフトウェア：1つ70万円以上（性能要件） 旧モデル比で生産効率、エネルギー効率、精度等が年平均1%以上向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定が必要 ・メーカーから該当する資産の証明書を発行してもらう ・指定業種有り
社会保険料換価猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以内の範囲内で各月に分割して納付	<ul style="list-style-type: none"> ・一時納付により事業の継続等を困難にする恐れがあると認められること ・猶予申請以前の社会保険料の滞納、延滞金が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の一部が免除 ・財産の差押えが猶予
社会保険料納付猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以内の範囲内で各月に分割して納付	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止または休業したこと ・申請前の1年間において、その前年の利益額の1/2を超える損失（赤字）が生じたこと ・要件に該当する事由発生後速やかに申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の全部または一部が免除 ・財産の差押えが猶予
法人税繰戻還付	法人税	欠損金が生じた場合、前年度に納付した法人税の還付請求ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告法人で、前年度から連続して青色申告書を提出 ・資本金1億円以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の範囲を10億円以下に拡大